

函館市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月8日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市条例第45号

函館市火災予防条例の一部を改正する条例

函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第13条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は、雨水等」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のものおよび蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、または破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床または台上に設けなければならない。

第15条第3項を次のように改める。

- 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上および道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるものならびに消防長または消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、または覆われた

外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第15条第4項中「第2項ならびに本条第1項」を「第13条の2第1項第4号」に改める。

第53条第13号中「蓄電池設備」の後ろに「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3中

ちゆう房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ，キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方または後方の離隔距離を示す。
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注		
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ，キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0		
	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100		
		使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50		

を

ちゆう房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ，キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方または後方の離隔距離を示す。
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注		
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ，キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0		
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	

に

上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備および改正後の函館市火災予防条例（以下「新条例」という。）第15条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。）（以下「燃料電池発電設備等」という。）または現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第13条第1項第3号の2（新条例第10条の2第1項および第3項、第13条第3項、第14条第2項および第3項ならびに第15条第2項および第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、または設置の工事がされている新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第15条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているものおよびこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。